

札幌市歯周疾患検診の実施について

1 検診の目的

市民の成人期における歯の喪失の原因となる歯周疾患を予防・早期発見し、生涯にわたり自分の歯を保有して健康で幸せな満足のいく日常生活を送るため、歯周疾患検診を実施し、口腔保健の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

札幌市（事業所管：保健福祉局健康衛生部地域保健課成人保健係）

3 実施形態

札幌歯科医師会への業務委託により実施します。

4 実施医療機関

札幌歯科医師会の会員が開設または管理する医療機関とし、歯科医師会が指定した医療機関で実施します。（平成 15 年 12 月 1 日現在 681 機関）

実施医療機関は、保健福祉局地域保健課や歯科医師会、各区の保健センターにお問い合わせください。また、市のホームページに一覧表を掲載します。

（アドレス：<http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkou/sisyu.htm>）

5 検診開始時期

平成 16 年 1 月 5 日（月）

6 検診の対象者

市内に居住し、検診当日の満年齢が 40 歳・50 歳の方。

ただし、平成 16 年 3 月 31 日までは、特例措置として 15 年度中に 41 歳または 51 歳になる（なった）方も受診できます。

昭和 37 年 4 月 1 日～昭和 38 年 3 月 31 日に生まれた方

昭和 27 年 4 月 1 日～昭和 28 年 3 月 31 日に生まれた方

受診の際には年齢と住所を確認できる健康保険証等をご持参ください。

7 検診項目

問診：自覚症状、生活習慣・歯科保健行動など

口腔内診査：現在歯の状況、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃の状況など

結果判定：「異常なし」、「要指導」、「要精検」の 3 区分とします。

8 検診費用（自己負担金）

受診者負担額（自己負担額）は 500 円です。ただし、次に掲げる方は、費用が免除されます。（区役所で発行する証明書が必要）

・生活保護世帯に属する方（生活保護受給証明書）

・市民税非課税世帯に属する方（市民税課税証明書）

9 予算規模

平成 15 年度予算額 9,970 千円

問い合わせ先

健康衛生部地域保健課成人保健係

2 1 1 - 2 3 0 6